

山田孝雄文庫セミナー
2021年10月24日

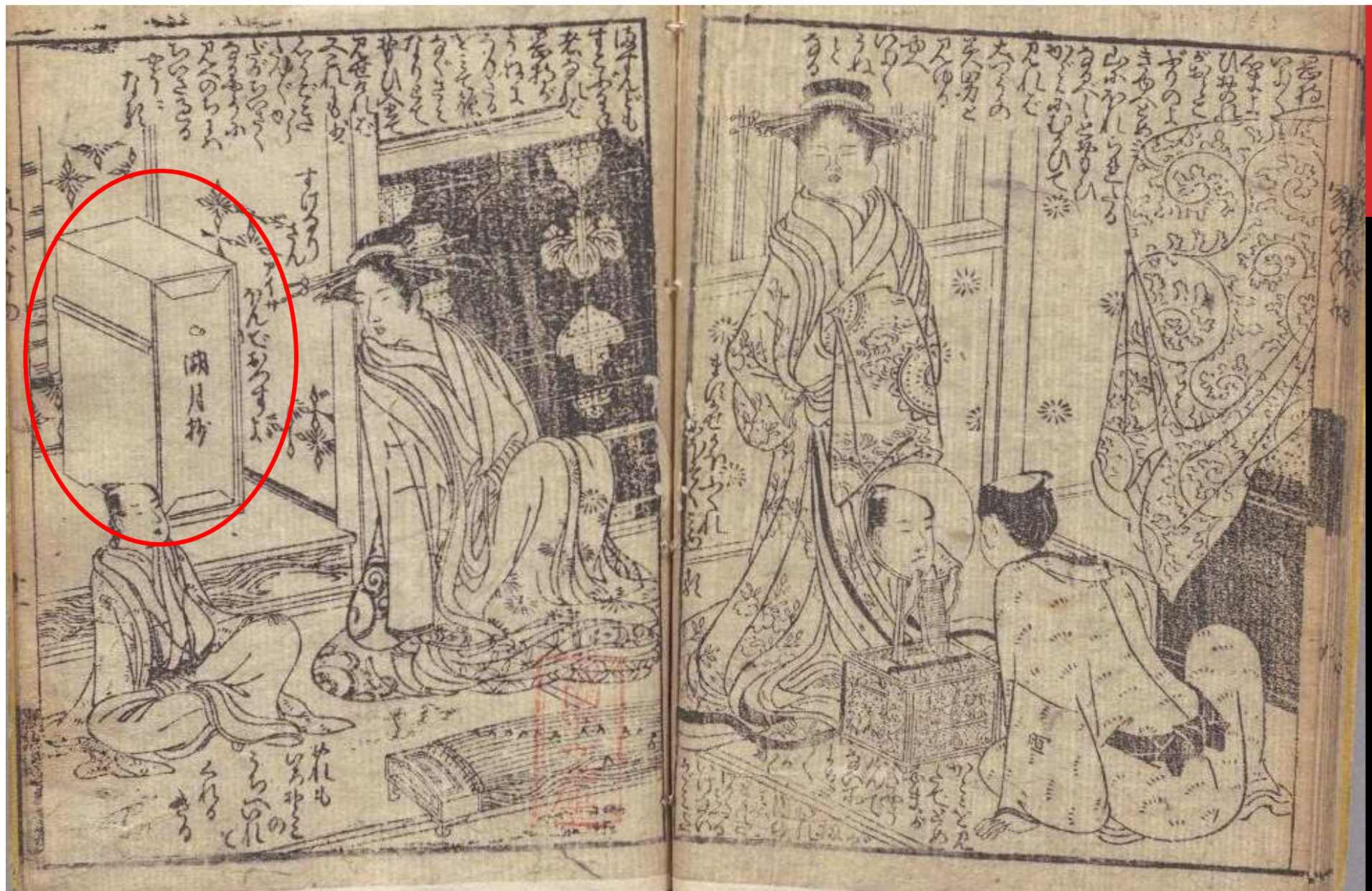
江戸の版本を読む

慶應義塾大学 附属研究所斯道文庫 准教授

一 戸 渉

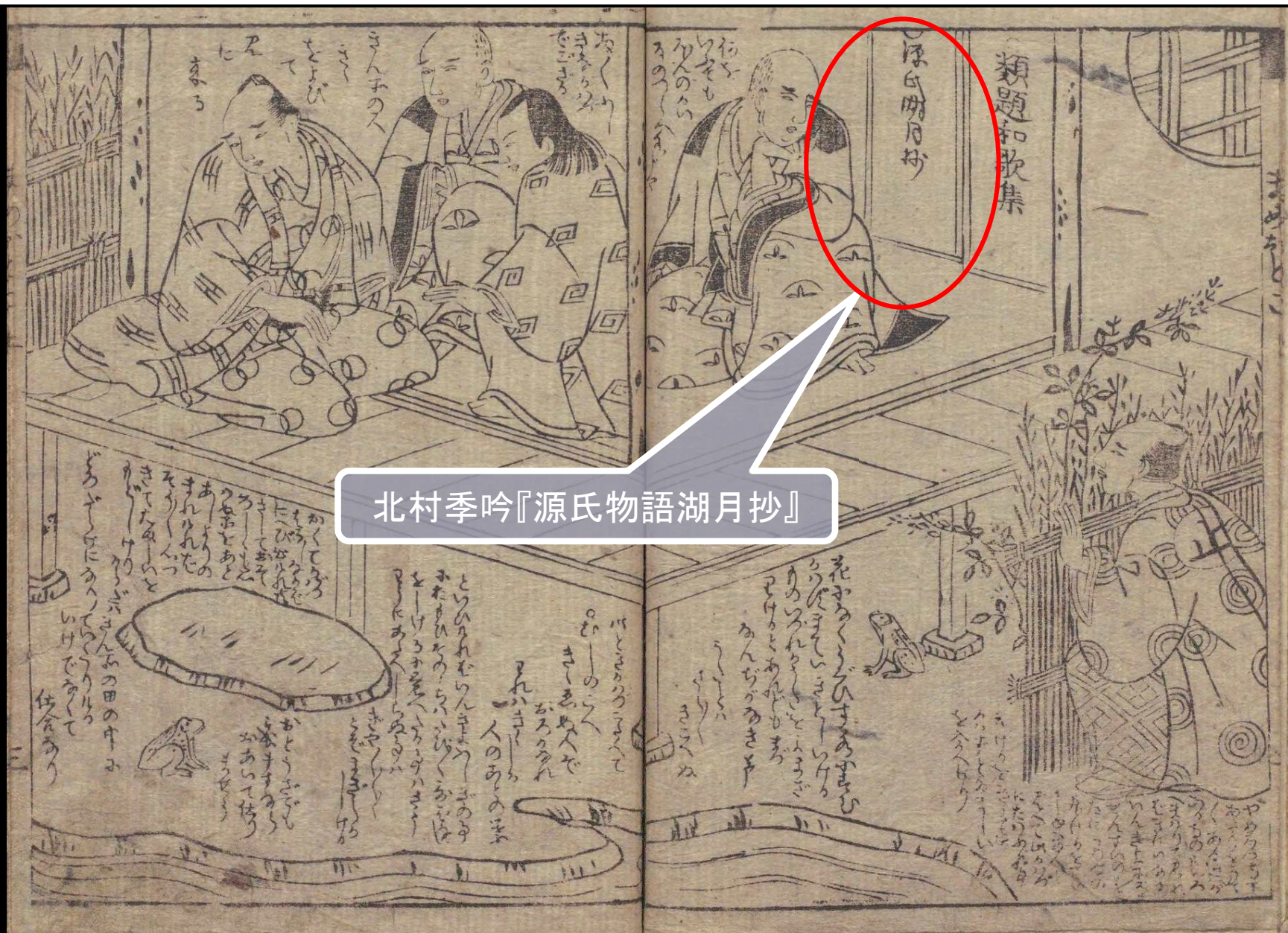
書誌学とは？

- Bibliographyの訳語（日本では大正末昭和初年頃より使用）
- 書物全般についての学
 - 書物のモノ（物質）としての側面
 - 製本様式・印刷方法・紙の原料・各部位の名称etc.
 - 書物の情報（内容）としての側面
 - テキスト（本文）の系統・誤写などで生じる原型との変化の度合の測定・いかなるジャンルに属すテキストかetc.
 - 書物の享受・生産のありよう
 - どのように使われたか（調度品として、権威として、収集品としてetc.）・どのようにして産み出され、流通したか（書肆・筆耕・読者・貸本屋・著者・学者などの役割etc.）
- 書誌学の目的
 - かつては〈原型・オリジナルの再建〉が究極の目的→文献学
 - 今では、より多様化→〈書物と人間との関わりの全容解明〉



調度品としての書物1

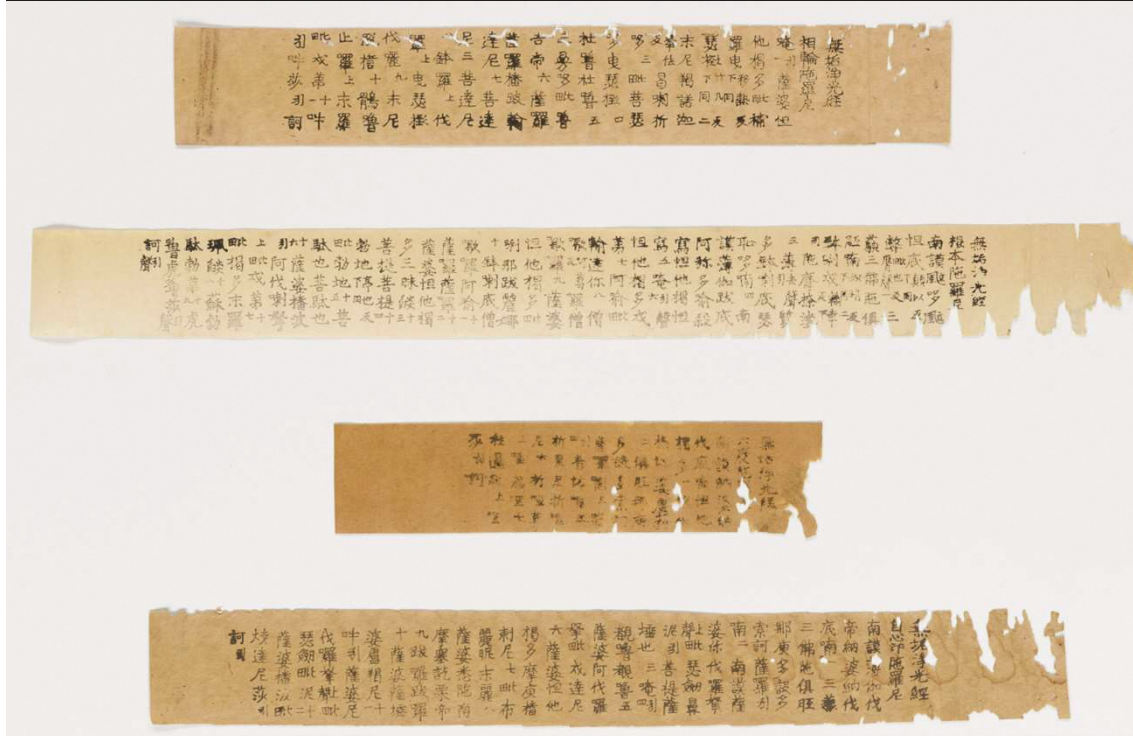
黄表紙 朋誠堂喜三二作・北尾重政画『亀山人家妖』(天明七年・1787刊・国立国会図書館蔵)



調度品としての書物2

黄表紙 三橋喜三二作・恋川春町画『女嫌変豆男』(安永6年・1777刊、早稲田大学図書館蔵)

百万塔陀羅尼



(奈良国立博物館所蔵)

- 奈良時代の印刷物
- 制作年代が解っているもののの中では世界最古の印刷物(770年)
- 現在市場に出回っているものは、明治時代に法隆寺が寄附を集めるために放出した約3000基。



整版本の板木

『浄土和讃四十八首絵抄』(天明3年・1783刊)

架蔵

古活字版とは？

- 室町末から近世初期（16C末～17C中葉）の約50年間に制作された活字印刷の書物。
- 古活字版の二つの契機
 - キリシタン版→宣教師
 - 天正18年（1590）イエズス会司祭アレッサンドロ・ヴァリニャーノが西洋式活字印刷機を持ち込み、ローマ字及び国字の印刷開始。
 - 朝鮮版→秀吉の朝鮮侵略
 - 文禄2年(1593)、記録上は同年刊の勅版『古文孝経』が最初（記録のみで現存せず）。
- 特色
 - 日本の書物である和書（和歌・物語等）が初めて出版。
 - 寺院だけではなく、広く権力・財力を持つ者が出版。
 - 印刷の度に活字をバラすので、同タイトルの本でも複数のエディションが存在。連綿活字。

同じ活字を探してみてください

公事根源

論語集注云非公事未嘗至於僊之里也
韓文漢唐無根源

正月

四方祥一朔月

阿波國文庫

不忍文庫

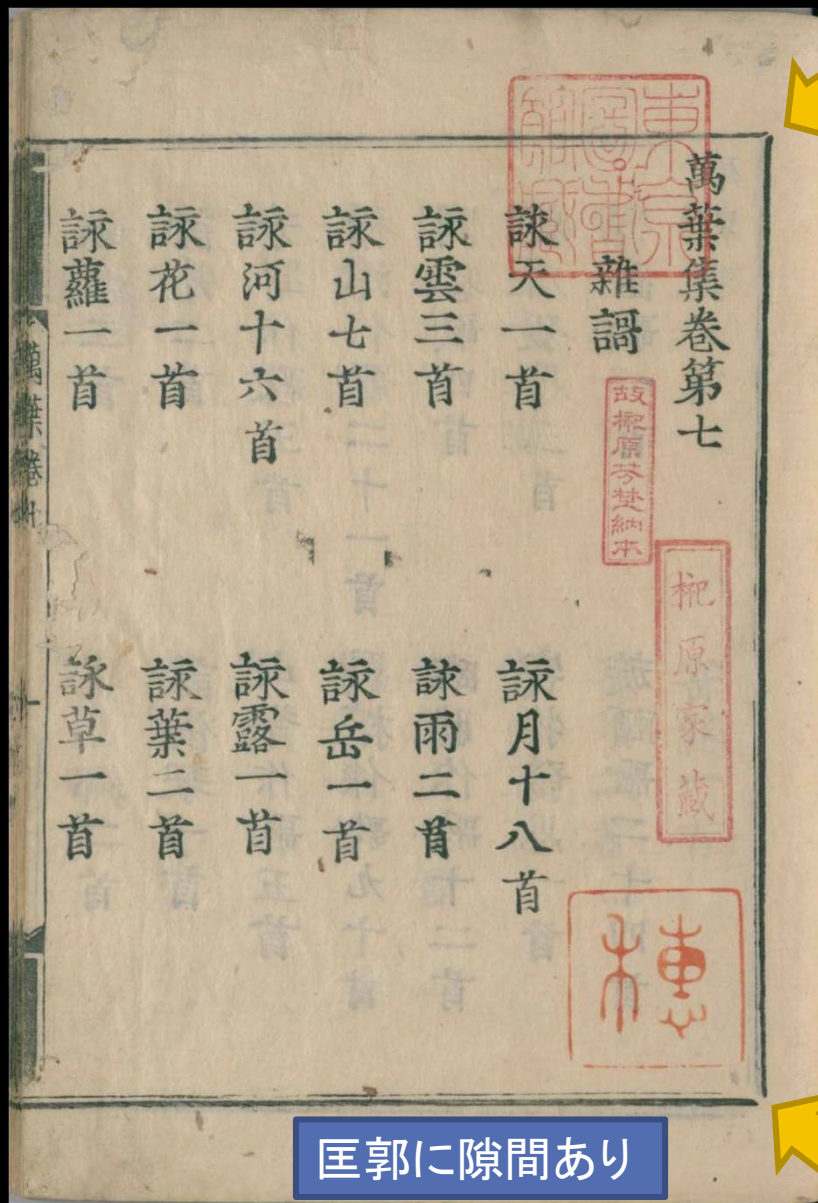
四時祥と云事ハ元正乃寅の時をへら
属星と唱へ天地四方山陵と祥終て年災
をも掃寶祚をも初やさあけ候して侍りや
清涼殿の東階のす人砌乃あり清屏風を
うてめらうーその中一り清三所を
まうけそあり志々木れ机を置て番花焼
ふと殿そあへは所に一て清祥の儀式あり

清杖

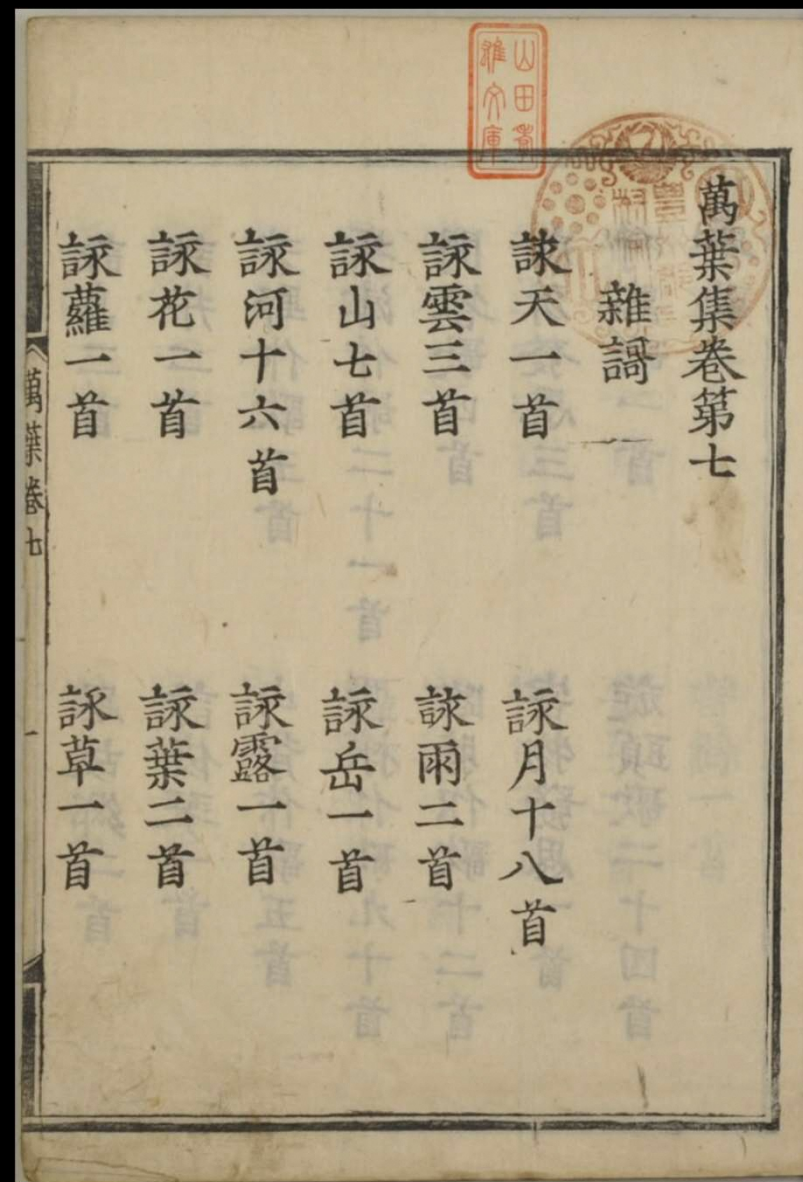
上卯日

持統天皇三年正月の卯日大学寮より是
を奉承月記にりみまう仁勢二年正月
は法衛親乃杖を献て精魅を払ふとみ
くもあまを以て魚鬼を拂ふ心也清くも不
くわすハまを清く物よ一て其上は若
の中に清き氣の方れ歎と清くわて卯杖母
ありーむくくハ清き氣来ふあーハ鬼南ふあ
らふ馬あるへー其盤取ふをうは巡撫式よ

古活字版を覆刻した整版本



古活字版『万葉集』(慶長元和頃刊・国会図書館蔵)



整版本『万葉集』(寛永20・1643年刊・山田孝雄文庫蔵)

寛永版本について

- 寛永版本: 寛永年間(1624~1644・後水尾院の時代)に集中して、整版の形で出版された日本の古典籍の総称(主に営利を目的とした町版、京都が中心)。
 - 主要タイトル: 『平家物語』(寛永3)・『吾妻鑑』(寛永3)・『伊勢物語』(寛永6)・『万葉集』20巻(寛永20)・『土佐日記』(寛永20)・『古事記』(寛永21)・・・etc.
- 古活字から整版へ＝個人・権力者による出版から商業出版へ→書物・知識の大衆化

日本書紀卷第一
神代上
古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子溟滓而
舍牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯
而爲地精妙之合搏易重濁之凝場難故天
先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開
闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于
時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號

古活字版(無訓)
国立国会図書館蔵本

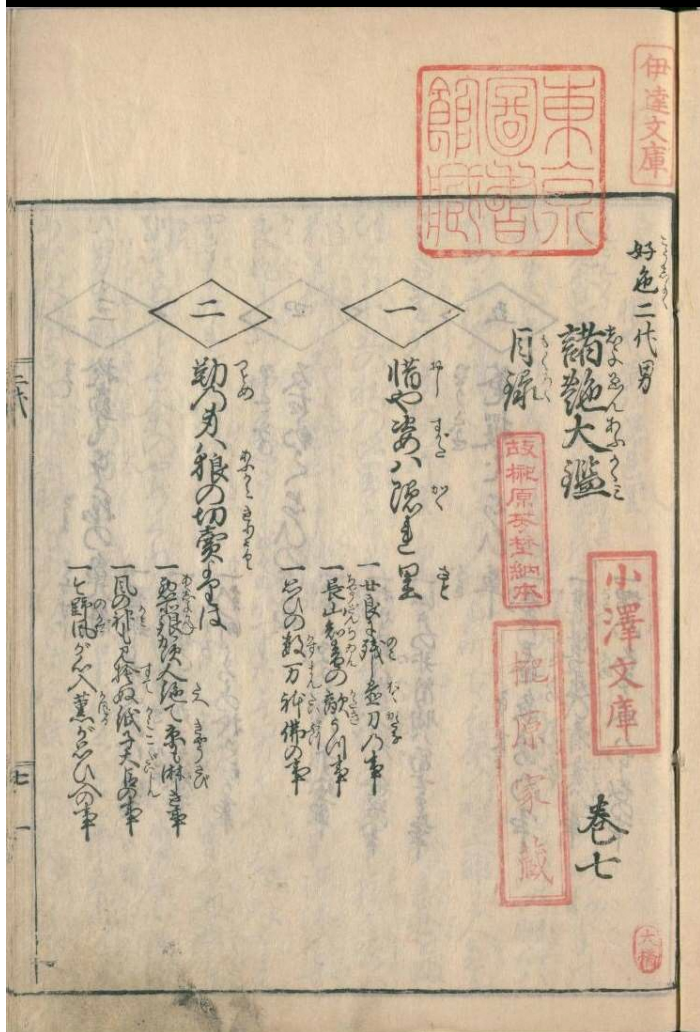
日本書紀卷第一
神代上
古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子溟滓而含
牙及其清陽者薄靡而爲天重濁者淹滯而爲
地精妙之合搏易重濁之凝場難故天先成而
地後定然後神聖生其中焉故曰開闢之初洲
壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中
生一物狀如葦牙便化爲神號國常立尊


整版(有訓)
仙台市民図書館蔵本

写本の地位 刊本の地位

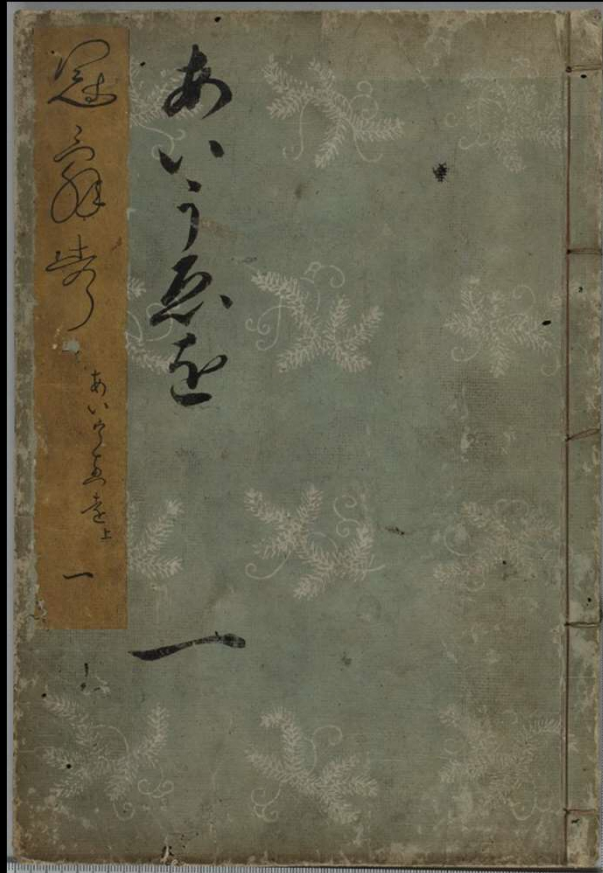
井原西鶴 諸艶大鑑 貞享元年 1684 刊
卷七の二 勤の身狼の切売よりは

むかしきは太夫の身也。有時 物算のよは
き人「わりなきは憤の道」と書きしは 柏
木の巻にはなきとあらそひ、去太夫殿、
源氏物語を借りに遣しけるに、其まゝ湖月
（北村季吟 源氏物語湖月抄のこと 引用
者注 おくられて、即座に其塚らちもあ
けしに、此本を見て「さてもく此男の太
夫もするゑになるかな、むかしは名の有御筆
の哥書を、揃て持ぬはなし。板本かはさ
れて、物事あさまになりぬ。」以下略

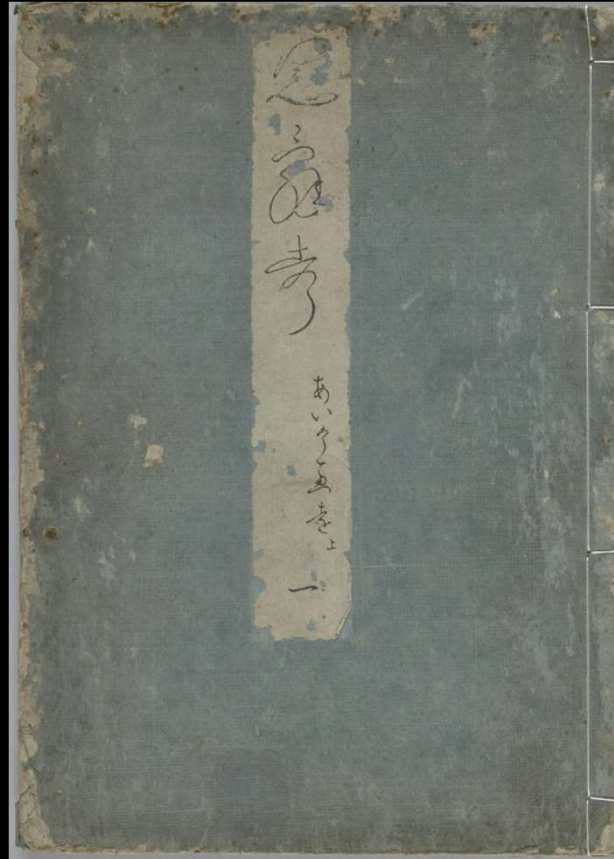


(国立国会図書館蔵本)

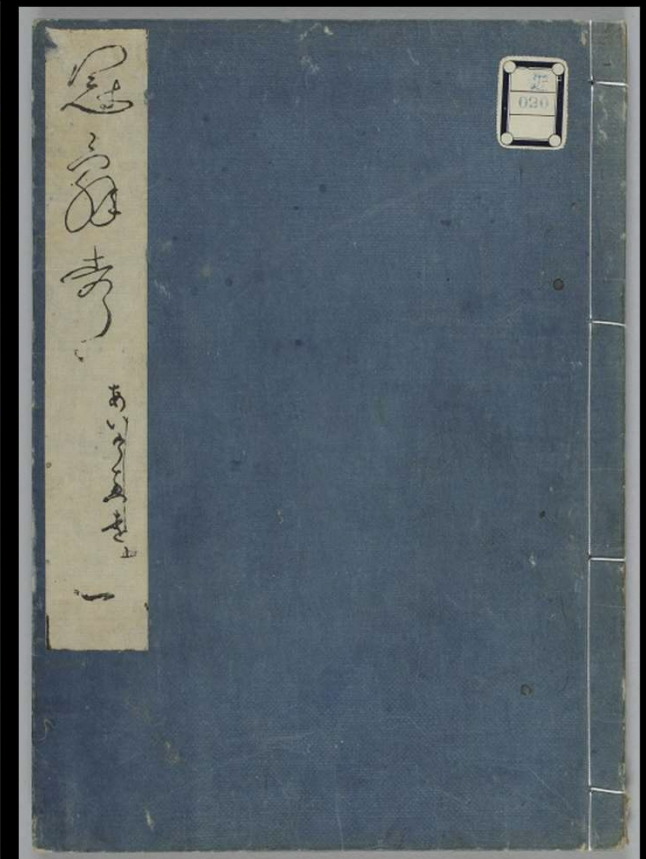
山田孝雄文庫所蔵・賀茂真淵『冠辞考』三種



A本



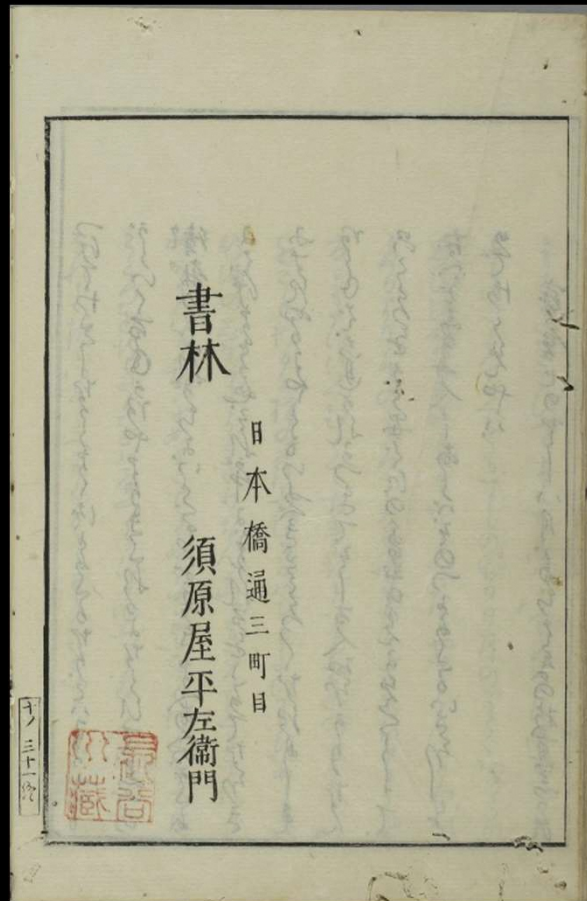
B本



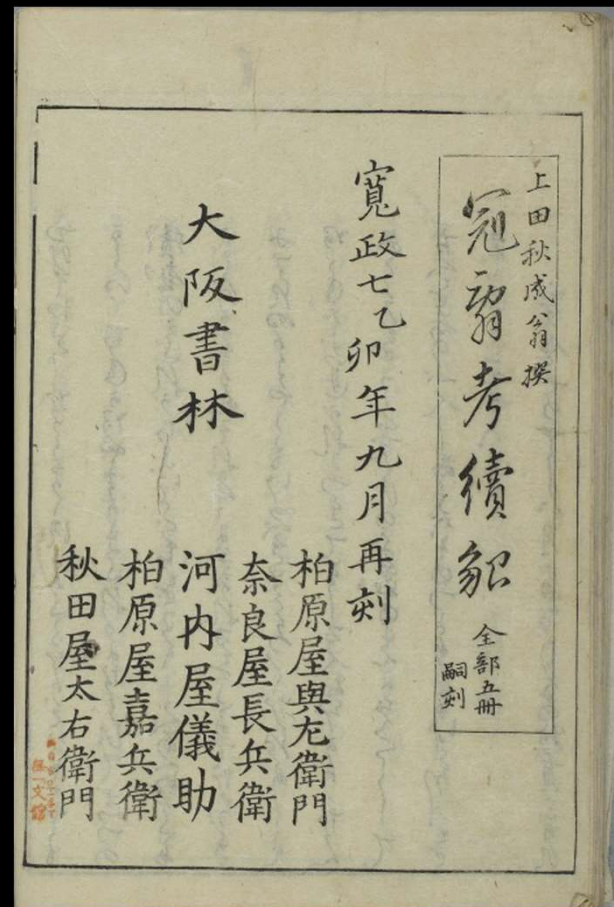
C本

- ・ 表紙の意匠
- ・ 題簽の位置

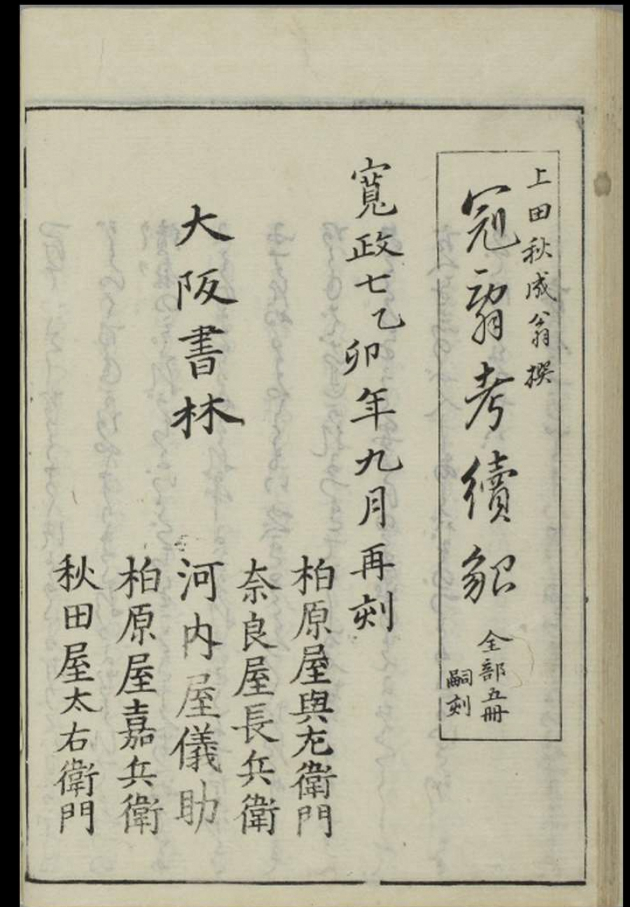
山田孝雄文庫本『冠辞考』三種の刊記



A本



B本



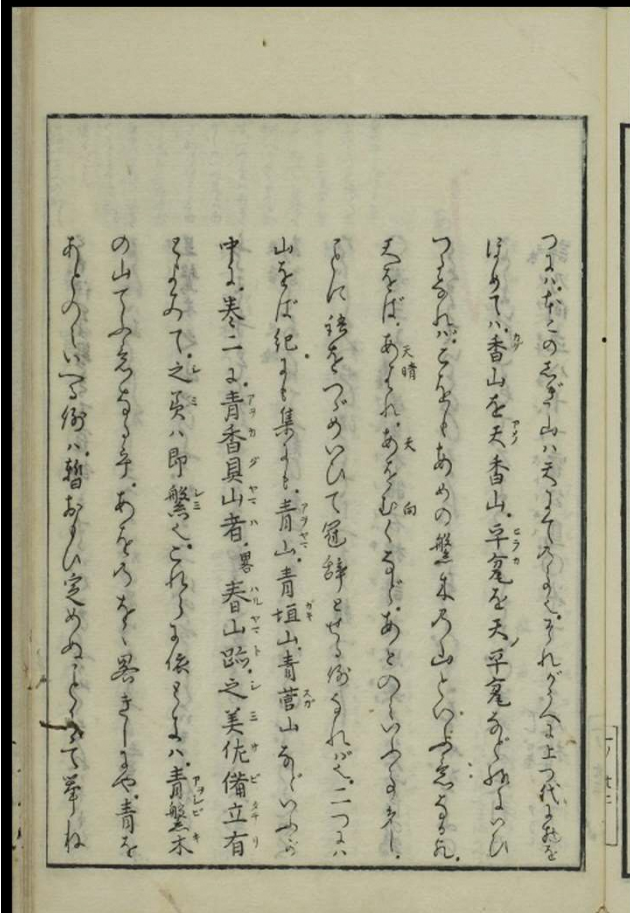
C本

寛政7年 = 1795年

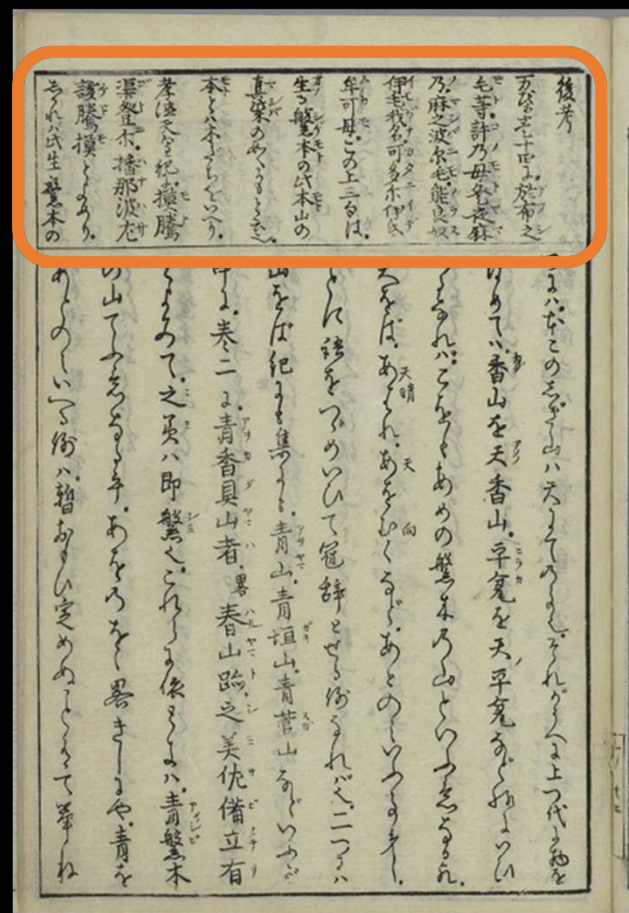
賀茂真淵 (1697~1769)

『冠辞考』の加藤枝直跋文：宝暦7年 (1757)

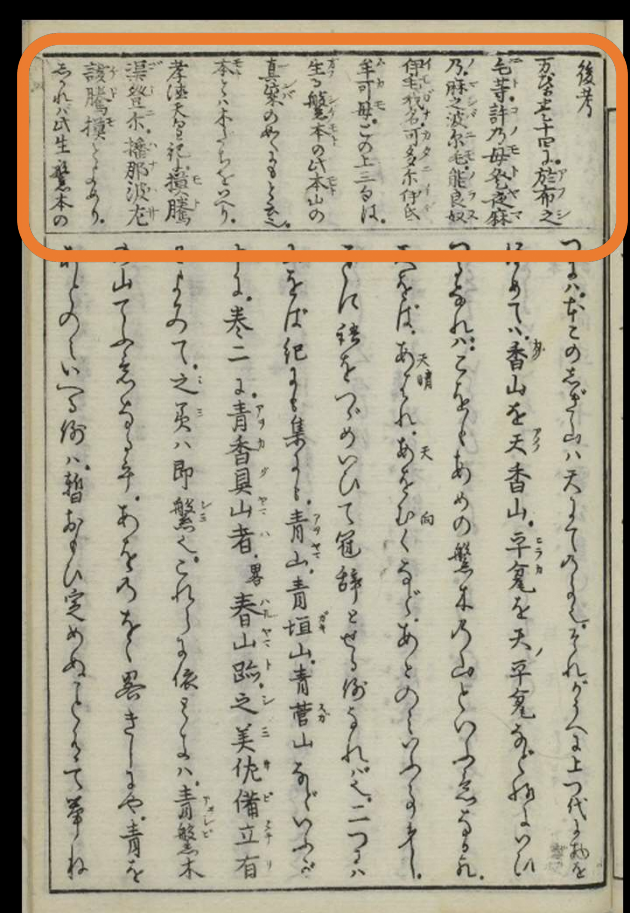
山田孝雄文庫本『冠辞考』三種の比較1



A本



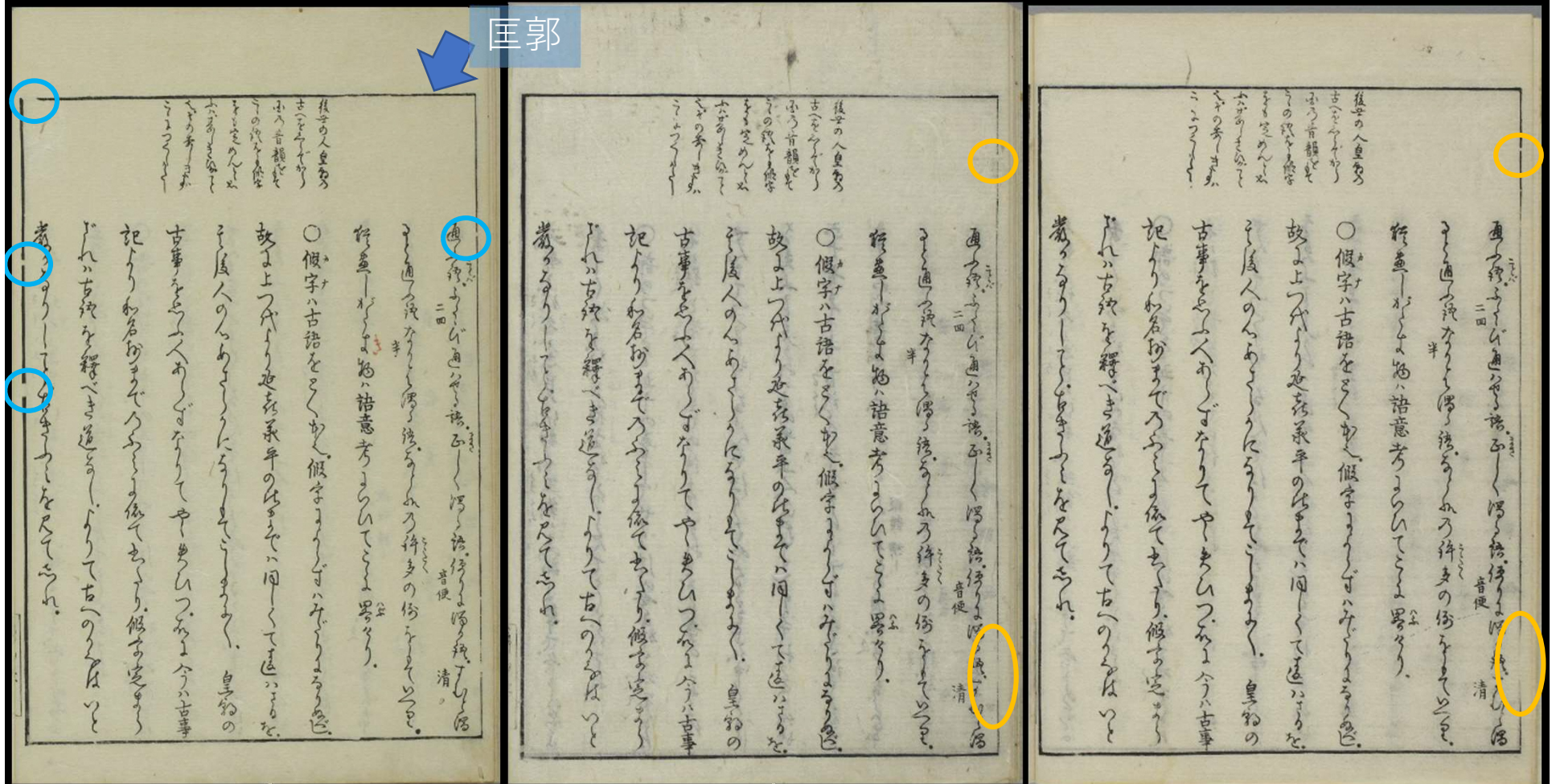
B本



C本

B・Cの版木はAのものに頭注を増補している

山田孝雄文庫本『冠辞考』三種の比較2



A本

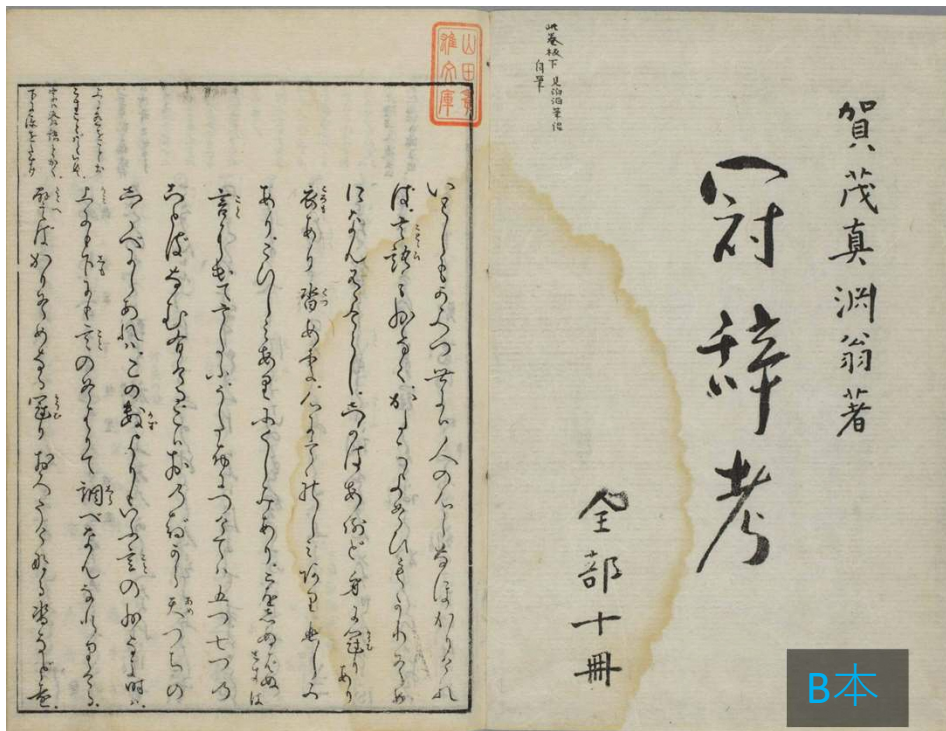
B本

C本

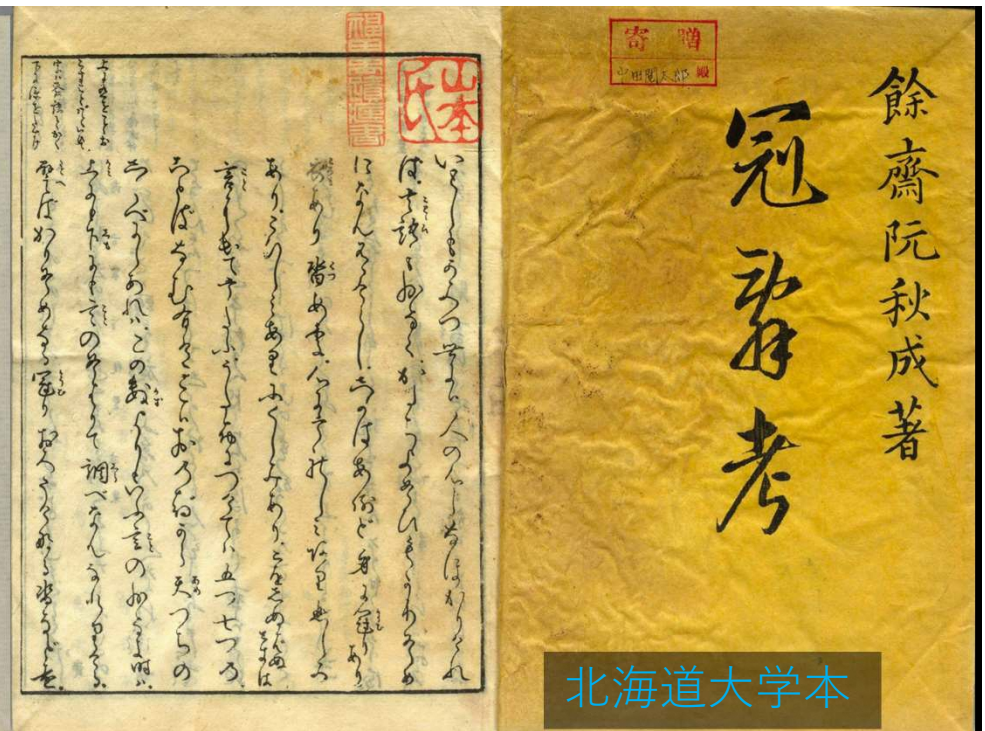
匡郭の欠損：B・Cは共通、Aとは一致せず
→版木自体が異なる（覆刻）

『冠辞考』版本の流転まとめ

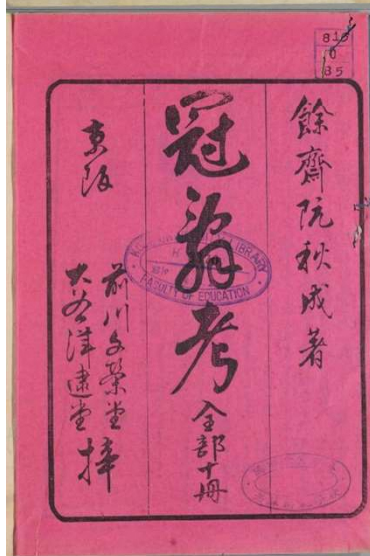
- 初版A：宝暦7年（1757）頃（岩瀬文庫本等）
 - 版元名なし、伝存数は極稀。私家版？
- 初版B（修訂あり）：宝暦7年～13年頃
 - 江戸の須原屋平左衛門版、現存数は僅少
 - 本居宣長が見た版はこれか？
 - 松坂の一夜（宝暦13年・1763年2月）
- 初版C（修訂あり）：宝暦14年（1764）以降
 - 江戸の出雲寺和泉掾版（『万葉考』の版元）
- 覆刻版：寛政7年（1795）
 - 大坂の秋田屋太右衛門等五肆による板株（印刷複製権）の取得と再刻
 - 伝存数は極めて多い＝よく売れた（国学の流行）



B本

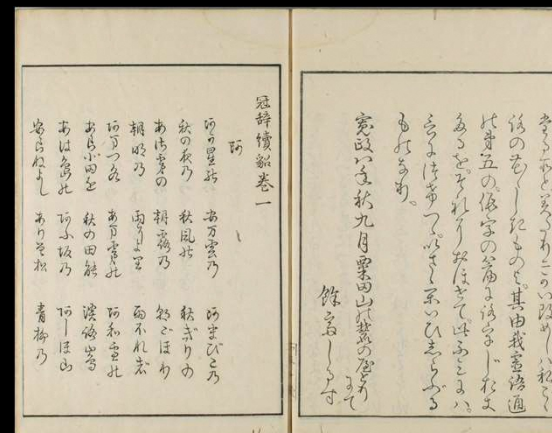


北海道大学本



神戸大学附属図書館蔵本

《参考》 岐阜大学図書館本
(北大本の「餘齋阮秋成著」が削られている)
<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100060408/viewer/5>



享和元年 (1801) 刊
上田秋成『冠辞考続貂』
奈良女子大学蔵本

見返し部における封面の変遷

江戸の版本からわかること

- ①著者の創意工夫
 - 学問的・知的な達成、多種多様な表現
- ②出版の経緯
 - 複数の版本の比較
 - 版木の修訂の有無や覆刻など
- ③出版に関わる権利関係
 - 刊記に見える本屋の変遷
 - 地域を越えた板株の移動
- ④本屋の創意工夫
 - 売るための工夫（うっかり間違ふことも...）
 - 広告や販売予告
- ⑤読者の享受のありかた
 - 現存数から売れ行きや当時の流行等がある程度推定可能
 - 蔵書印や書入れなどから旧蔵者に関する情報源にも

江戸の版本は一点ごとに固有の情報（個性）がある

近世出版制度に関する主要キーワード

- **開版**：版（板）木を製作し、出版すること。
- **蔵版**：版木を所有し、出版可能な状態であること。
- **本屋仲間**：本屋の同業者組合。複数の行司（役員）が、開版にあたっての原稿審査、紛争の調停、支配を受けている町奉行所との交渉など様々な業務にあたる。本屋として営業するには、本屋仲間への加入料を納め、仲間株（営業権）を取得する必要があった。
 - 天保の改革の一環で天保13年（1842）～嘉永4年（1851）までは本屋仲間は活動を止めさせられ、開版の吟味は、昌平坂学問所等の幕府の機関が直接行うこととなった。
- **板株**：独占的な複製（印刷）の権利。他の本屋が印刷、并に類板・重版することを妨げる権利を伴う。通常板木に付帯するが、火災等で板木が失われても、本屋仲間の帳簿に拠って権利は継続する（これを焼株という）。複数の本屋が分割して所有する場合もある（相合株・相合版）。なお、活字本・写本には板株は存在しない。
- **板木市**：本屋仲間加入の本屋間が板木の取引をする市。大坂では年に二、三回行われた（他地域は記録が少なく未詳）。
- **求版**：板株を開板者とは別の本屋が購入し、出版すること。版木を購求して出版した本を求版本という。

《補足》板株の諸権利

- ある版本（仮に版本Aとする）の板株を持っていると・・・
 - 版本Aを刷る権利を所有（焼株：版木が火事等で焼けても権利自体は存続）。
 - 重版の禁止：版本Aと同じものを他の本屋に無断で作らせない権利
 - 類板の禁止：版本Aと類似したものを他の本屋に無断で作らせない権利
 - 版本Aに増補・訂正・改編・再編集などを自由に行い、類似したものを作成できる権利（版本A+版本Bによって新たに版本Cを作ることとも可能）